

第27章 米国企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）への対応

2002年7月30日に、米国の企業会計改革法、すなわち2002年サーベーンズ＝オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）が成立した。同法は、米国公開の日本企業及びこれら日本企業の監査を行っている日本の監査法人に直接的な影響を及ぼす内容を含むものである。このため、金融庁は、同法を実施する責務を負う米国証券取引委員会（SEC）等の日本側カウンターパート（証券規制当局）として、国内の関係省・関係機関等と緊密な連携を図りつつ、SEC等に対して様々な形で対応してきた。

第1節 企業会計改革法の企業セクターへの影響

- （1）企業会計改革法のうち、企業セクターに関わる部分は、SECによる規則制定が概ね行われ、米国公開企業による実施の段階に移っているところである。
- （2）米国公開の日本企業の間で最も懸念されていた同法第301条（全員独立取締役から構成される監査委員会設置義務）についても、我が国の監査役会制度の適用除外を認めるSEC規則の制定（2003年4月25日発効）の後、SECは、2003年11月4日に、当該規則を実施するニューヨーク証券取引所（NYSE）及び全米証券業協会（NASD）の規則を承認した。外国企業への適用時期は、2005年7月31日とされている。
- （3）内外の米国公開企業からは、同法第404条に規定されている経営者による内部統制の評価報告に対して、実務上の負担が過大になるとの指摘がみられる。この問題については、金融庁から、日米官民会議（2003年10月）、日米財務金融対話（2003年11月）や日米投資イニシアティブ会合（2003年10月、2004年3月・4月）において、米国側の柔軟な運用を要請している。なお、同法第404条の外国企業への適用時期は、2005年7月15日以後に終了する年度からである。

第2節 企業会計改革法の監査法人への影響

- （1）企業会計改革法には、会計事務所に対する監督強化のための「公開企業会計監督委員会」（PCAOB）の設立や会計監査人の独立性強化等、会計・監査に関わる規制が盛り込まれている。このうち、同法第106条に基づくPCAOBによる外国会計事務所の登録・監督について、外国（我が国・EU・スイス・加・豪等）から懸念が表明された。
- （2）まず、外国会計事務所のPCAOBへの登録については、米国SECが2003年7月16日にPCAOBの規則を承認した。当該規則では、外国会計事務所（我が国の監査法人を含む）は、2004年4月19日までにPCAOBへの登録を義務づけることとされたものの、その後、金融庁によるPCAOB等への働きかけもあり、PCAOBは2003年12月に登録期限を3か月延長（2004年7月19日）する規則案を提案した。

(3) 外国会計事務所の監督のあり方について、P C A O Bは、2003年12月9日に、外国会計事務所の監督に関する規則案を公表した。同規則案においては、外国会計事務所の不要な行政上の重複負担や法の抵触を最小化するため、外国の監督制度を可能な限り最大限信頼し得る協力枠組みを外国監督当局と整備するとして、外国の検査制度の独立性・堅固性に依拠して当該制度に頼る程度が異なる検査枠組みとすることが提案されている。金融庁は、これまで、パブリック・コメントレーターや公開円卓会議等において、三つの原則、すなわち、互いの主権と監査人監督制度の相互尊重、外国における実質的に同等な制度構築の尊重、実務的な協力の重要性を提示してきたが、この考え方は、P C A O Bが採用した協力アプローチに取り入れられていると考えられる。

金融庁は、その後もパブリック・コメントレーターや日米投資イニシアティブ会合において、日本の監査人監督制度は改正公認会計士法の下で十分な独立性・堅固性を提供していることを指摘するとともに、P C A O Bが直接日本の会計事務所に立入検査を行うことは許容されない旨指摘してきた。P C A O Bは、2004年6月9日に決定した外国会計事務所の監督に関する規則において、母国の制度に依拠する程度が異なる検査枠組みを基本的には維持している。今後、同規則は、S E Cの承認を経て発効する見込みである。